

令和4年2月9日

お得意様各位

株式会社 タテムラ
システムサービス課
福生市牛浜104

確定《分離申告》の場合の「配当控除額」について
確認をお願いします

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。弊社製確定申告書プログラムをご利用頂きまして誠にありがとうございます。

この度、確定申告書プログラムでの分離申告の「配当控除額」計算において、「課税総所得金額等」の1千万円判定を行うべきところ、「総所得金額等」で判定していたことが分かりました。

配当控除額が正しく算出されないケースは、
『分離課税で、課税山林所得又は課税退職所得金額があり、
これらを含めることで1千万円を超える方』です。

例) 配当所得の金額 300万円
課税総所得金額等 500万円 / 課税退職所得金額 900万円

[330]確定申告書での計算(課税退職所得含む)

| | | |
|---------------------------|--------------|---|
| 配当所得の金額 (配当控除の対象となるもの) | 3,000,000 円 | A |
| 課税される所得金額 | 14,000,000 円 | B |
| ② - 1,000万円 (赤字のときは0円) | 4,000,000 円 | C |
| ① - ③ (赤字のときは0円) | 0 円 | D |
| ④ × 0.1 | 0 円 | E |
| (① - ④) × 0.05 | 150,000 円 | F |
| 配当控除額 (E + F) | 150,000 円 | G |

課税退職所得を含めない(正しい)計算

| | | |
|---------------------------|-------------|---|
| 配当所得の金額 (配当控除の対象となるもの) | 3,000,000 円 | A |
| 課税される所得金額 | 5,000,000 円 | B |
| ② - 1,000万円 (赤字のときは0円) | 0 円 | C |
| ① - ③ (赤字のときは0円) | 3,000,000 円 | D |
| ④ × 0.1 | 300,000 円 | E |
| (① - ④) × 0.05 | 0 円 | F |
| 配当控除額 (E + F) | 300,000 円 | G |

| | | | | |
|---|------|--|------|-----------|
| 課税される所得金額 ([12] - [29]) 又は第三表 上の [30] に対する税額 又は第三表の [91] | [30] | | [31] | 2,006,500 |
| <input type="checkbox"/> 端数を切り捨てる場合 配 当 控 除 | [32] | | | 150,000 |
| 区分 | [33] | | | |

この例の場合、
「300,000」を手入力してください。

お客様にはお忙しい中お手数をお掛けしますが、データをご確認いただき上記に該当する場合は正しい金額を手入力していただきますようお願い申し上げます。

プログラムを現在修正中です。更新日等につきましては改めて連絡を差し上げますのでしばらくお待ちいただき、ご不明な点はシステムサービス課までご連絡ください。

敬具

送付内容のお問い合わせ先

送付内容に関するお問い合わせにつきましては、サービス課までご連絡下さいますようお願いいたします。
尚、保守にご加入のお客様はフリーダイヤルをご利用ください。

TEL 042-553-5311 (AM10:00~12:00 PM1:00~3:30)
FAX 042-553-9901

以上